

2011年（平成22年）8月8日

平成22年（ネ）第 号 ボランティア基金返還請求等控訴事件
大阪高等裁判所 第11民事部口係 御中

陳 述 書

控訴人
住所

印

最終弁論を迎えるにあたり、意見を申し述べさせていただきます。
控訴審において一審では知りえなかった我々が一番知りたいこと、すなわち被控訴人が我々の寄付したお金をどのように管理し、何に使用したのかが明らかになるかと期待しておりました。
職権和解も、きちんとした会計報告があれば受け入れるつもりでございました。彼らが主張するように、正当に犬のために我々のお金が使われたのであれば、問題なく会計報告を提出できるはずですが、彼らは最後までドッグパークでのレスキューにどのようにお金を支出したかを明らかにしませんでした。 本当に残念でなりません。

今回の東日本大震災でも被災地の方への寄付を装い、詐欺まがいの行為がちらほらと見受けられたようです。
困った人を助けたい、かわいそうな犬を助けたいという我々の素朴な善意を踏みにじる不正な団体を見過ごすことはできません。
「自分たちの手元に集まったお金は自分たちのもので、どのように使おうと勝手だ」という被控訴人の主張が法的に認められてしまえば、我々は安心して寄付すらできないのです。

また、組み戻しをするとHPで発表しておきながら、指定の期間に指定の方法で手続きをしたにもかかわらず返金されないのも納得ができません。
「返してほしいければ返します」と言ったのは被控訴人です。
なぜ、返金されないのか、返金された人とされない人の違いはどこにあるのでしょうか。 すべては彼らの自己流ルールなのです。

広く不特定多数の人々に金品の協力を仰ぐ場合は、協力を依頼する個人・団体にも収支に関して説明義務があるという、我々の感覚からすればごく当たり前と思える判断をぜひお願いしたいと思っております。